平成２２年（フ）第１０１号
神奈川県相模原市城山町原宿１丁目14番14号第14明智ビル203号
債務者　内田　邦子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１８号
神奈川県相模原市東淵野辺２丁目８番12号カスターニャ101号室
債務者　木村　孝次
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２１号
神奈川県座間市相模が丘４丁目16番９号
債務者　三竹　太一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２７７号
大阪府豊中市曽根西町２丁目１番５号
債務者　松下ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５３５号
大阪府門真市北巣本町２番48号
債務者　角　　隆廣
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７１号
大阪府茨木市春日３丁目１番６号　メゾンモアー207、住民票上の住所大阪府茨木市春日３丁目１番６号
債務者　坂本　　弘
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２２号
沖縄県うるま市字安慶名272番地　小渡宅
債務者　宮城　久吉
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２６３号
沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場257番地１
債務者　大田　栄子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５号
沖縄県沖縄市上地３丁目17番７号　２Ｆ
債務者　平良　仁照
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２５号
沖縄県沖縄市室川２丁目15番11号　宮城アパートＣ－３
債務者　小牟田俊英
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４６号
沖縄県うるま市字具志川3302番地　810ＫＴ201
債務者　宮本　和則
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６９３号
横浜市保土ケ谷区今井町1366番地　グレイス石橋102号
債務者　畠中　宏治
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１３号
神奈川県相模原市西橋本３丁目２番19―803号
債務者　栗野　末則
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７号
香川県丸亀市飯山町川原818番地４　ヴィルヌーブＮ　Ａ棟101号
債務者　矢内　健介
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午前11時15分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１８号
香川県丸亀市飯山町川原818番地４　ヴィルヌーブＮ　Ａ棟101号
債務者　矢内　千恵（旧姓小片・中野）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午前11時15分
高松地方裁判所丸亀支部